

<単元> ①わたしたちのくらしと日本国憲法 (教科書6年上 p.8~p.23)

<めあて> わたしたちのくらしと日本国憲法の三つの原則はどのようにつながっているのだろうか。

- 1 教科書 p. 8 ~ p. 9 の写真的資料を見て、くらしの中には、どのような法やきまりがあるか書きましょう。また、それ以外に自分の身の回りにある法やきまりについて考えてみましょう。

【教科書に見られる法やきまり】

【自分の身の回りにある法やきまり】

- 2 教科書 p. 10 を読んだり、歴史の学習を思い出したりして、下の文の ( ) に、言葉を書こう。

日本国憲法は、( 年 月 日) に公布され、( 年 月 日) に施行されました。日本国憲法には、( ) の三つの原則があり、憲法の全体にこれらの原則がつらぬかれています。それまでは、1889年(明治22年)に公布された( ) が国の憲法でした。

- 3 教科書の p. 14~p. 15 を読んで、尼崎市のように基本的人権に関して、あなたの住んでいる町で生かされていることを思いうかべてみよう。

(例) 学校では、誰もが平等に教育を受けることができ、26条の教育を受ける権利が保障されている。

- 
- 
- 

- 4 日本国憲法に定められている三つの義務を書いて、自分の例と結ぼう。

子どもに

義務



あなた自身が果たしている義務にはどんなものがあるかな?

仕事に

義務

## 納める義務

小学校社会 6年生②

- 5 日本国憲法の条文を探して、そこで定められている権利や義務を下に書き、わたしたちのくらしとの具体的な例を挙げてみよう。

( 条)

(くらしとの関わり)

- 6 教科書 p.17、p19 の日本国憲法前文（要旨）を読み、実際の日本国憲法前文も調べてみよう。

- 7 国民主権として国民に認められている権利を教科書 p.17 の [2] から読み取ろう。

「国会」に対して…

「地方公共団体」に対して…

「最高裁判所」に対して…

「憲法」に対して…

- 8 天皇の立場と主な仕事（国事行為）について、次の文の \_\_\_\_\_ に当てはまる言葉を書きましょう。

天皇は、日本の国や国民のまとまりの \_\_\_\_\_ (しるし) であり、政治については権限をもちません。そして、 \_\_\_\_\_ を公布したり、\_\_\_\_\_ を召集<sup>しょうしうう</sup>したりするなど、憲法に定められている仕事（\_\_\_\_\_）を \_\_\_\_\_

- 9 教科書 p.18～p19 の資料から、「平和主義」の考えを生かしていくためには、どんな行動が大切なのかあなたの考えを書きましょう。

- 10 日本がかかげている非核三原則を書きましょう。

1 1 教科書 p. 22～p. 23 の広島市の様子から、「平和」を築くために自分ができることや大切にしたいきたいことを考えてみましょう。